収支報告書

（その1）

第　号
受 29.2.22 1
石川県選挙管理委員会

平成 28 年分
（平成　年　月　日開催分）

1 政治団体の名称（ふりがな） たにもと まさのり いしかわ 元気な くに こうえんかい
谷本まさのり石川元気な国後援会

2 主たる事務所の所在地 金沢市弥生2丁目1-23 石川県建設業協会内

3 代表者の氏名 山亜 和哉

4 会計責任者の氏名 保田 靖

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□政党の支部	
□政治資金団体	☑その他の政治団体
	□その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□2以上の都道府県の区域等	☑同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 あだち まこと 安達 寛
（電話） (事)076-241-1310

（電話）

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の有無
□有
☑無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

収　支　の　状　況

(そ の 2)

1　収支の総括表

収入総額					十億				百万			千							円	
	(前年からの繰越額)											1	3	2	2	2	1	6		
	(本年の収入額)																1	3		
支出総額																		0		
翌年への繰越額												1	3	2	2	2	9			

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費																				
金額					十億				百万			千							円	
																		0		
員数																			0	人

(2) 寄附 (寄附の区分で該当があるものについては (その7)、(その8)、(その9) の内訳を添付すること。)																				
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金額																			備考
	十億				百万							千							円	
(ア) 個人からの寄附																			0	
(うち特定寄附)																			0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附																			0	
(ウ) 政治団体からの寄附																			0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)																			0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)																			0	
イ 政党匿名寄附																			0	
合計 (ア+イ)																			0	

(その 6)

(6) その他の収入

摘要	金額												年月日	備考
	十億			百万			千			円				
この頁の小計														
1件10万円未満のもの											1	3		
合計											1	3		

（その 17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア　土　地	□	☑	
イ　建　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記載すること。

（その 20）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年2月22日

政治団体の名称　石本まさのり石川土木会後援会

会計責任者の氏名　保田　靖　㊞

代表者の氏名　　㊞

※　会計責任者が記名押印又は署名すること。
※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。